

山梨県立博物館カフェ管理運営等業務委託
「公募型プロポーザル方式」公告
企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、その内容を審査して、最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施します。

また、この募集要項は、当公募型プロポーザル方式に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めるものである。

山梨県知事 長崎 幸太郎

令和5年8月1日

1 業務の目的

県産果実を使用したスイーツによる誘客促進を図るため、スイーツ王国の拠点として運営するとともに、若手パティシエの商品開発・販売等を支援する。

KPI（R8 達成数値）

- ① 山梨県に来県し、「喫茶・スイーツを食べる」行動を取った人の割合
R8：30.0%（参考 R1：26.6% R2：25.2% R3：23.9%）
※『じゃらん宿泊旅行調査2022 山梨県』より
- ② 若手によるスイーツ延創作数
55 商品（R5：1 R6：12 R7：18 R8:24）
- ③ 県内の県産フルーツを使ったスイーツ提供店数
新たに60店舗増やす（R4 喫茶店数300店舗）

2 業務の概要

(1) 名称

山梨県立博物館カフェ管理運営等業務委託

(2) 委託内容

(ア) 博物館カフェの運営

- ① 博物館カフェの安定的運営
- ② 県産果実を使用したスイーツの提供

(イ) 人材育成及びスイーツ王国の気運醸成

- ① 若手パティシエの県産果実を使用したスイーツの開発・販売支援（1商品以上）
- ② 県内パティシエを対象とした県産果実を使用したスイーツ講習会（3回）
- ③ 博物館カフェの周知・オープニングイベントの開催（1回）

上記を含む詳細については、別紙「山梨県立博物館カフェ管理運営等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

- (ア) 博物館カフェの運営：契約の締結の日（令和5年9月予定）から令和9年3月31日まで
※営業期間：令和6年3月頃から令和9年3月31日まで
（改修工事の完了次第（令和5年11月頃を予定）、開始が可能。
始期については、受託者との協議にて決定する。）
- (イ) 人材育成及びスイーツ王国の気運醸成：
契約締結の日（令和5年9月予定）から令和6年3月31日まで

(4) 予算上限額

- (ア) 博物館カフェの運営
- ・ 県費負担なし。
 - ・ 家賃（使用料（約2,122千円））については、全額免除とする。
- (イ) 人材育成及びスイーツ王国の気運醸成
- ・ 金2,906,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 施設の概要

(1) 所在地

笛吹市御坂町成田1501-1 山梨県立博物館内

(2) カフェ部分の概要

総面積 106.39㎡（屋外スペースを除く）
※図面は、「仕様書・別紙1」のとおり。

(3) 経緯

- ・ 平成17年10月15日に県立博物館開館にあわせてOPEN：A社
 - ・ 平成20年4月1日～平成23年12月31日：B社
 - ・ 平成24年4月1日～平成27年3月22日：C社
 - ・ 平成27年4月～ 運営者を募集したが、応募がなかったため、レストラン営業を休止
- ※ 博物館レストラン閉館から8年が経過し、床板等の劣化がみられることから、受託者の意見を考慮のうえ、令和5年11月に県で改修工事を実施予定。

(4) 県立博物館・館内利用者数

（単位：人）

	R3年度	R2年度	R1・H31年度	H30年度
館内利用者数	78,785	36,083	116,491	111,365

4 企画提案に係る日程

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 募集開始 | 令和5年8月 1日(火) |
| (2) 現地説明・見学会申込書提出期限 | 令和5年8月 9日(水) 正午 |
| (3) 現地説明・見学会 | 令和5年8月10日(木) 午後2時 |
| (4) 質問票提出期限 | 令和5年8月21日(月) 午後5時 |
| (5) 参加申込書提出期限 | 令和5年8月21日(月) 午後5時 |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和5年9月 5日(火) 正午 |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和5年9月13日(水) |
| (8) 審査結果通知 | 令和5年9月14日(木) 書面で通知 |
- ※ 参加申込が5社を越えた場合は、書面による1次審査を行い、結果を9月8日(金)までにメールで通知。1次審査通過者を対象として、9月13日(水)にプレゼンテーション及び試食による2次審査を行う。

5 担当部署及び問い合わせ先

観光振興課 観光プロモーション担当 三枝・在原

- 所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁別館 2階
 - 対応時間 午前8時30分～午後5時00分(土日、祝日を除く)
 - 電話 055-223-1557(直通)内線 4204
 - FAX 055-223-1438
 - メールアドレス
三枝: saigusa-amtz@pref.yamanashi.lg.jp
在原: arihara-ysr@pref.yamanashi.lg.jp
- ※メールの場合は、担当者2名に送付すること。

6 現地説明会・見学会

仕様書の詳細説明やカフェ施設・設備等を確認いただくため、現地説明会・見学会を実施します。希望される方は、現地説明会・見学会参加申込書(様式第4号)提出のうえ、ご参加ください。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| (1) 開催日時 | 令和5年8月10日(木) 午後2時～ |
| (2) 開催会場 | 山梨県立博物館 交流室 |
| (3) 提出方法 | 持参、郵送、FAX、または電子メール |
| (4) 提出先 | 5と同じ |
| (5) 提出期間 | 令和5年8月1日(火)～8月9日(水) 正午 |
| (6) 受付時間 | 午前8時30分～午後5時00分(土日、祝日を除く) |
| (7) その他 | 持参以外の場合は、提出後、到着の確認を電話で行ってください。 |

7 参加申込

本企画提案への参加を希望する者は、「参加申込書」(様式第1号)に掲げる書類を提出し、本要項の参加資格要件を満たしているか、確認を受ける必要があります。なお、資格要件を満たさない場合、若しくは期限までに参加申込書の提出がない場合は、企画提案書類は受理いたしません。

(1) 提案参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 23 年 4 月 1 日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成 10 年 4 月 1 日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- ⑤ 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の許可を持ち、今回募集するカフェの客席数と同規模以上のレストラン、喫茶店等において、運営又は運営受託を 3 年間以上継続して行っている実績があること。
- ⑥ 直近過去 3 年間に食品衛生法等関係法令による行政処分等の措置を受けたことがないこと。
- ⑦ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第 1 号）
- ② 欠格要件なきことの誓約書（様式第 2 号）
- ③ 誓約書（様式第 2 号-1）
- ④ 役員名簿（様式第 2 号-2）
- ⑤ 会社概要等整理票（様式第 3 号）
- ⑥ 添付書類
 - ア 直近 1 年の納税証明書（該当するすべての税目に未納がないことの証明）
 - イ 発行後 1 年以内の商業登記簿謄本若しくは発行後 1 年以内の本籍地発行の身分証明書
 - ウ 直近 3 年の財務諸表
（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書・個別注記表）
 - エ 営業に必要な許認可等の写し
 - オ 「7 参加申込（1）⑤」を確認できる書類の写し

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）

(4) 提出先 5 と同じ

(5) 提出期限 令和 5 年 8 月 21 日（月）午後 5 時

(6) 受付時間 午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 00 分（土日、祝日を除く）

(7) 結果の通知 参加申込書類をもとに本要項の要件を満たしているか審査し、その結果を郵送します。（令和 5 年 8 月 29 日（火）頃、郵送予定。）

8 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第5号）を次により提出してください。なお、口頭による質問は受け付けません。

- (1) 提出方法 電子メール
- (2) 提出先 5と同じ
- (3) 提出期間 令和5年8月1日（火）～ 8月21日（月）午後5時
- (4) 受付時間 午前8時30分～午後5時00分（土日、祝日を除く）
- (5) 回答 令和5年8月29日（火）までに山梨県のホームページ（観光振興課のページ）に掲載
<https://www.pref.yamanashi.jp/kankou-sk/index.html>
- (6) その他 送信後、電子メール到着確認を電話で行ってください。

9 企画提案書・見積書の提出

(1) 提出書類

企画提案書は、仕様書に基づき、企画提案書（様式第6号）及び（様式第6号-1）を提出すること。また、（様式第6号-1）を使用しない場合は、**別紙1**「山梨県立博物館カフェ管理運営等業務委託企画提案書記載必須項目」の各項目について漏れなく記載すること。なお、提案書は1参加者につき1件のみとします。

(2) 留意事項

① 企画提案書（様式第6号及び様式第6号-1）

- ・ A4 版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ（A3 版 折込可）、ページ数制限なし
- ・ 日本語表記で 12 ポイント以上
- ・ 文章を補完するための図表を適宜用いるほか、技術的専門用語を用いる場合には解説を加える等、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう配慮すること。
- ・ パンフレット等の資料を添付する場合は必要最小限のものとする。
- ・ その他、仕様書を参照のこと。

② 見積書

- ・ 様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・ 見積額が予算上限額を上回る場合は、失格とする。

- (3) 提出期限 令和5年9月5日（火）正午まで
※提出期限後に到着した応募書類は無効とします。
- (4) 提出先 5と同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
- (6) 提出部数 正本1部及び副本7部
- (7) その他留意事項

- ① 提出書類について、提出後の差替え及び変更は認めません。

ただし、山梨県が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合は、この限りではありません。

- ② 提出書類の内容について、今回の委託事業者選定以外に利用することはありません。
- ③ 提出書類は、一切返却しません。
- ④ 提出後に応募を取り下げの場合は、取下願（様式第7号）を令和5年9月11日（月）正午までに山梨県に提出してください。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については全て返却します。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしません。
- ⑤ 書類の内容に関して、確認又は問い合わせを行う場合があります。
- ⑥ 本要項の配布から選定結果の通知までの間、選定委員及び事務局に対する営業活動等は禁止とします。
- ⑦ 書類の作成、提出に係る一切の費用は参加者の負担とします。

10 企画提案のプレゼンテーション

審査は山梨県が設置した選定委員会において、下記（2）の選考基準に基づく審査を行います。

なお、提出書類から「委託期間中（カフェ営業期間中）に安定的なサービスの提供に懸念が生じる財務状況」と判断された事業者は、選考対象とならない場合があります。

審査は、企画提案書による書面審査、試食審査及び選定委員からのヒアリングにより行います。

（1）試食審査及びヒアリング

- ① 実施日 令和5年9月13日（水）
1社50分（試食5分→提案書説明20分→質疑応答25分）を予定
※時間、場所は別途通知する。
- ② 試食審査 カフェでの提供を想定した「県産果実を加工したスイーツ」について、審査します。
- ③ ヒアリング 提出された企画提案書及び試食メニューに対する質疑応答を中心に行います。

（2）選考基準

受託予定者の選定にあたり、審査項目及び審査内容等は、別紙2のとおりとします。

（3）その他

- ・ 提案説明者は、実施体制の主担当になる者が行うこと。
- ・ プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

11 受託予定者の決定及び公表

（1）決定方法

- ① 最も評価が高かった応募者を第1位の受託予定者とします。

- ② 応募者が1 者の場合でも選考を実施します。
- ③ 審査の結果、ふさわしい応募提案がないときは、該当者なしとする場合があります
- ④ 最も高い順位の応募者が委託契約の締結の辞退を申し出た場合や 12（1）に掲げる事項に該当したことにより受託予定者としての決定を取り消された場合には、次順位の応募者を受託予定者とします。
- ⑤ 選考結果は順位にかかわらず、令和5年9月14日（木）にメール及び郵送により書面で通知します。
- ⑥ 選考結果の内容についての問合せには応じません。また、応募者は選考結果について異議を申し出ることはできないものとします。

（2）受託予定者の公表

受託予定者の公表については、令和5年9月19日（火）以降に山梨県のホームページで公開を予定しています。また、受託予定者の企画提案の概要について、公表する場合があります。

12 その他

- （1）受託予定者が、次に掲げる事項に該当した場合には、受託予定者の決定を取り消すことがあります。
 - ① 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ② 受託予定者の決定から委託契約の締結までの間に、受託予定者の資金事情の変化等によりカフェの運営・管理の履行が困難であると山梨県が判断したとき。
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為などにより、受託予定者としてふさわしくないと山梨県が判断したとき。
 - ④ 受託予定者が参加者の資格を喪失したとき。
- （2）山梨県は、受託予定者と委託契約等の細目について協議を行い、委託契約等を締結します。

山梨県は、必要に応じて受託予定者の企画提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲において修正を求めることができるものとします。受託予定者は、この求めに対し協議に応じなければならないものとします。
- （3）応募、審査、契約手続等に関し応募者が要する費用については、全て応募者の負担とします。
- （4）山梨県は、カフェの設置及び運営等の手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、提出書類の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- （5）今秋の実施予定の誘客イベントにおいて、当事業に即したスイーツを販売することができます。

別紙1

山梨県立博物館カフェ管理運営等業務委託企画提案書記載必須項目

- 1 スイーツ王国のビジョン
- 2 スイーツ王国のビジョンを実現化するための方策
- 3 収支予測等
 - (1) 業務委託後3年間の収支予測（令和6年度～令和8年度、年度ごと）
 - (2) 受託予定の決定から業務開始までの作業スケジュール
- 4 業務運営の基本事項
 - (1) 運営責任者の経緯、経験年数、実施体制
 - (2) 営業時間
 - (3) 安全管理・食品衛生管理・混雑緩和
利用者及び従業員の安全管理、食品衛生管理について、事故防止や事故発生時の対応策
 - (4) 曜日・時間帯別の従業員の配置計画（職種・人数）
 - (5) 利用者からのクレームや要望への対応
 - (6) 従業員の教育・訓練についての考え方や体制
 - (7) カフェの経営安定化の工夫
- 5 営業の工夫・独自性
 - (1) カフェメニューの構成・価格
 - ① メニュー構成・価格
 - ② 県産果実の仕入れ方法
 - (2) カフェの利用促進
 - ① 誘客対策（広報等）
 - ② 集客イベント
- 6 若手パティシエの育成
 - (1) 募集方法
 - (2) 開発支援方法
 - (3) 販売支援方法
 - (4) 販売管理
- 7 スイーツ講習会の開催
 - (1) 募集方法
 - (2) テーマ設定
 - (3) 講師選定
- 8 アピールできる事項等
利用者へのサービス向上や地域への貢献など、アピールできる事項や優位性のある事項があれば記載する。

山梨県立博物館内カフェ審査基準

審査項目	審査内容	配点	審査基準
① ビジョン	スイーツ王国のビジョン	15点	<ul style="list-style-type: none"> ○スイーツ王国のあるべき姿とは ・県産果実を使用した山梨ならではのスイーツが、観光の目的の一つになっている状態とは、山梨県が具体的にどのような状態になっているか。
② 事業計画	スイーツ王国のビジョンを実現化するための方策	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・R8年度にビジョンを実現化するため、計画・方策・工夫は何か。 ・年度ごとの目標設定は適切か。目標の到達判断は、客観的に行うことが可能か。 ・PDCAサイクルを活用できる事業計画・内容であるか。
③ 経営の安定性	<p>申請者の経営状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率 ・流動比率 ・売上高経常利益率 <p>経営実績</p> <p>3年間の収支予測は適切か</p> <p>業務開始までのスケジュール</p>	5点	<ul style="list-style-type: none"> ○過去3年間の決算状況等により経営の安定性を評価する。 ・自己資本を総資本（自己資本+負債）で除したものの。総資本に占める自己資本の割合を示す。自己資本は返済の義務がないため、この数値が高いほど安全性は高い。 ・流動資産を流動負債で除したものの。短期的な債務返済能力を表す指標。数値が高ければ返済能力があり安全性が高い。100を越えていれば、資金繰りや支払い能力に問題ないといわれる。 ・経常利益を売上高で割ったもの。営業活動及び財務活動の結果として生じた利益を表す。この数値が高いほど収益性が高い。一般的に5%を越えていれば優良企業といわれる。 ○博物館カフェを運営する上で、経営の安定性の工夫があるか。 ・適正な収入見込みとなっているか。（座席数×客単価×回転数） ・適正な人件費比率、材料費比率などとなっているか。 ・受託予定者に決定してから、業務開始までの作業スケジュールは具体的に適切か。
④ メニュー構成	メニュー構成	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・季節毎に多様な県産果実（品目・品種）を使用した山梨ならではのメニューを検討しているか。 ・来館者にとって魅力的か。 ・季節毎の県産果実の仕入れ方法を確保できるか。
⑤ 接客	従業員の配置・教育	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制（管理者、従業員の職種・配置人数）は適切か。 ・来客者に対して気持ちよい接客をするため、どのように教育を行うのか。
⑥ 集客対策	集客対策（広報・イベント等）	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館利用者・県民・県外観光客に対して、どのように集客を行うか。 ・上記集客策の実現性、効果はどうか。
⑦ 試食	・県産果実を加工したスイーツ	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・スイーツの味、見た目、価格設定はどうか。 ・スイーツ目的の来客が期待できるか。
パティシエ育成⑧ 若手パティシエ	募集・開発・販売支援	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの若手パティシエの参加が期待できるか。 ・開発・販売支援方法は、適切か。
⑨ 講習会の開催	募集方法・テーマ設定・講師選定	10点	<ul style="list-style-type: none"> ・数多くの参加者が期待できるか。 ・フルーツの選定・加工方法のテーマ設定は適切か。 ・講師の見込みはあるか。 ・講師の資格・スキル・知名度は適切か。
⑩ その他	企画提案	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・アピールできる事項や優位性の事項が、具体的に認められるか。
審査点		100点	

「③経営の安定性」については、事務局で一律審査を行う。

「最終評価点」が同点の場合は、「⑧若手パティシエ育成」が高い応募者を上位者とします。